

文京学院大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 文京学院大学（以下「本学」という。）は、「自立と共生」の建学の精神に則り、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、社会の発展に寄与するこころ豊かな人間の育成を目的とする。

2 大学設置基準の趣旨に沿い、各学部学科において以下の人材養成を目指す。

学 部	学 科	目標とする人材
経営学部	経営学科	経営と情報に関わる専門分野の知識と技術を修得し、国際化、情報化社会に貢献できる人材の養成
人間学部	コミュニケーション 社会学科	人間と人間、人間と社会、人間と自然との共生をコミュニケーションという観点から捉え、共生社会実現のための豊かな感性、総合的な理解力、具体的な実践力を育成し、社会に貢献できる人材の養成
	児童発達学科	子どもたちの心と体の成長を確かな技術で受け止め、やわらかな感性をもとに、支え、育み、細分化するニーズに的確に応えられる、保育者・教育者の養成
	人間福祉学科	子どもや高齢者、心身に障害がある人、生活上の問題を抱える人など他者の助けを必要とする多くの人々に対してあたたかなまなざしとともに、的確な知識と技術を持って接することができるスペシャリストの養成
	心理学科	広範な知識をもとに、人と社会のあるべき姿を考え、心理学的な視点から現代社会の諸問題に専門性の高いアプローチができる人材の養成
外国語学部	英語コミュニケーション学科	国際語である英語の実践能力の涵養を図るとともに、国際関係や異文化理解など幅広い教養を培い、IT活用能力を高め、将来、多様な環境の中で、社会に貢献できる“人間力”を備えた人材の養成
保健医療技術学部	理学療法学科	チーム医療と根拠ある理学療法を基盤に、心の不安も含めて理解することができ、高い科学的思考力と確実に施行できる専門技術を併せもち、かつ将来にわたって熱意をもち続ける理学療法士の養成
	作業療法学科	「自立と共生」の理念のもと、高い倫理観をもち、自らの自律を求め、保健・医療・福祉・教育・職業分野において、対象者に作業療法を実践することで、それらの人々の生活を支援することができる人材の育成
	臨床検査学科	検査に関する知識と技能を習得し、現代の医療における臨床検査の立場を熟知し、医療人としての倫理観を身につけた明日の医療を支える一員となり得る人材の養成

	看護学科	豊かな人間性と高い倫理観、コミュニケーション能力を備えた優れた看護専門職者として、看護実践能力を身につけ、チーム医療の中で専門性を発揮し、グローバルな視点から健康問題を捉え、多様な職種の人々と連携・協働できる人材の育成
--	------	---

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価を行うに当たっての項目ならびに実施体制等については、別に定める。

第 2 章 基本組織

(大学院・学部・学科および学生定員)

第 3 条 本学は、大学院および学部をもって組織する。

2 本学に設置する学部、学科、専攻および学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科・専 攻	入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	235名	940名
	経営コミュニケーション専攻		
	コンテンツ・マーケティング専攻		
人間学部	コミュニケーション社会学科	60名	240名
	児童発達学科	130名	520名
	人間福祉学科	110名	440名
	(内、介護福祉コース)	(30名)	(120名)
	(内、保育士コース)	(40名)	(160名)
心理学科	100名	400名	
外国語学部	英語コミュニケーション学科	240名	960名
	国際ビジネスコミュニケーション専攻		
	国際教養コミュニケーション専攻		
保健医療技術学部	理学療法学科	80名	320名
	作業療法学科	40名	160名
	臨床検査学科	80名	320名
	看護学科	100名	400名

3 大学院に関する学則は、別に定める。

第 3 章 職員組織

(職員)

第 4 条 本学に、学長、研究科委員長、学部長を置く。なお、必要に応じて、副学長を置くことができる。

2 本学に、教授、准教授、助教、助手を置く。

3 本学に、事務職員およびその他必要な職員を置く。

- 4 職員は、それぞれの職務に従事する。
- (1) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
 - (2) 副学長は、学長を補佐し、大学の諸事項を管掌する。
 - (3) 研究科委員長は、学長を補佐し、当該研究科の諸事項を管掌する。
 - (4) 学部長は、学長を補佐し、当該学部の諸事項を管掌する。
 - (5) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
 - (6) 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
 - (7) 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
 - (8) 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
 - (9) 事務職員および必要な職員は、大学の事務全般を掌る。
 - (10) 介護福祉士養成施設の職員組織については、特則で規定する。

第 4 章 評 議 会

(評議会)

第 5 条 大学は、大学の重要事項を審議するため、評議会を置く。

- 2 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

(評議会の組織)

第 6 条 評議会は、学園長、学長、副学長、研究科委員長、学部長、図書館長、学生部長、事務局長、各学部から選出された教授 2 名をもって組織する。

- 2 評議会委員の任期、評議会の運営方法、定足数および議決方法その他については、別に定める。

(審議事項)

第 7 条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 大学院、学部、学科その他重要な研究機関の設置・廃止に関する事項
- (4) 学生定員に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項
- (6) 大学院、学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- (7) 学長が委嘱した事項
- (8) その他大学の運営に関する重要な事項

第 5 章 教 授 会

(教授会)

第 8 条 大学および各学部に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 学長は全学教授会を召集し、その議長となる。学部長は各学部の教授会を召集し、その議長となる。

(教授会の組織)

第 9 条 教授会は、教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、准教授、助教を加えることができる。

3 学園長および法人事務局長、統括ディレクター（大学事務局長）は、教授会に出席して意見を述べることができる。

4 教授会の運営方法、定足数および議決方法その他については、別に定める。

（審議事項）

第10条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の変更の発議に関する事項
- (2) 教育および研究に関する重要な事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 教員人事の発議に関する事項
- (5) 学生の入学、編入学、転入学、再入学、休学、留学、転学、転学部、転学科、退学、除籍および卒業に関する事項
- (6) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項
- (7) 学生団体および学生の生活指導に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 学長および学部長が委嘱した事項
- (10) その他学部に関する重要な事項

第 6 章 修業年限および在学年限

（修業年限）

第11条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。
- 3 長期履修学生として認定を受けた者は、前項の規定は適用しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず飛び級による早期卒業を認める。

第 7 章 学年、学期および休業日

（学 年）

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第13条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第14条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
学園創立記念日 10月23日
- (2) 夏季・冬季・春季の休業日については、各学部、学科、研究科等の学年暦で示すものとする。
- (3) 夏季・冬季・春季等の休業日に各種実習を行うことがある。
- (4) 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第 8 章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

- 第 15 条 経営学部経営学科経営コミュニケーション専攻の授業科目を分けて、基本科目および専門科目とし、基本科目をさらに大学特別科目、基礎専門科目および外国語科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (3) 経営コミュニケーション専攻においては、高等学校教諭一種免許（情報）を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- 2 経営学部経営学科コンテンツ・マーケティング専攻の授業科目を分けて、基本科目および専門科目とし、基本科目をさらに大学特別科目、基礎専門科目および外国語科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (3) コンテンツ・マーケティング専攻においては、高等学校教諭一種免許（情報）を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- 3 人間学部コミュニケーション社会学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、学科基礎科目、専門科目、専門実践科目、専門関連科目および海外留学科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (3) コミュニケーション社会学科においては、高等学校一種免許（公民）及び中学校教諭一種免許（社会）の教職課程を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- 4 人間学部児童発達学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、保育・教育専門科目および海外留学科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (3) 児童発達学科においては、幼稚園教諭一種免許の教職課程ならびに保育士資格の養成課程を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
 - (4) 児童発達学科においては、小学校教諭一種免許の教職課程を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- 5 人間学部人間福祉学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、保育専門科目、人間福祉関連科目および海外留学科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
 - (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (3) 人間福祉学科においては、高等学校教諭一種免許（福祉）の教職課程を受けることができる。また、社会福祉士、精神保健福祉士の受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
 - (4) 介護福祉コースの養成課程の指定科目および履修方法等については、特則で規定する。

- (5) 人間福祉学科においては、保育士資格を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- 6 人間学部心理学科の授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、専門演習、専門基礎科目、専門科目および海外留学科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 心理学科においては、高等学校教諭一種免許（公民）の教職課程を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- 7 外国語学部英語コミュニケーション学科国際ビジネスコミュニケーション専攻の授業科目を分けて、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 外国語学部英語コミュニケーション学科国際ビジネスコミュニケーション専攻においては、高等学校教諭一種免許（英語）ならびに中学校教諭一種免許（英語）を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- (4) 留学特待生プログラムの履修方法等については、特則で規定する。
- 8 外国語学部英語コミュニケーション学科国際教養コミュニケーション専攻の授業科目を分けて、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 外国語学部英語コミュニケーション学科国際教養コミュニケーション専攻においては、高等学校教諭一種免許（英語）ならびに中学校教諭一種免許（英語）を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- (4) 留学特待生プログラムの履修方法等については、特則で規定する。
- 9 保健医療技術学部理学療法学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- (4) 保健医療技術学部理学療法学科においては、理学療法士の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については別表のとおりとする。
- 10 保健医療技術学部作業療法学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。
- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- (4) 保健医療技術学部作業療法学科においては、作業療法士の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については別表のとおりとする。
- 11 保健医療技術学部臨床検査学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門

分野とする。

- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- (4) 保健医療技術学部臨床検査学科においては、臨床検査技師の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については別表のとおりとする。

1 2 保健医療技術学部看護学科の授業科目を分けて、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする。

- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
- (3) 授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。
- (4) 保健医療技術学部看護学科においては、看護師の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については別表のとおりとする。
- (5) 保健医療技術学部看護学科においては、保健師の国家試験受験資格を得ることができる。授業科目の履修方法については別表のとおりとする。

1 3 Bunkyo GCI の授業科目を分けて、英語科目群、共通科目群、学部発展科目群、キャリア科目群、短期海外研修とする。授業科目の履修方法は別に定める。

- (1) 授業科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

Bunkyo GCI は、学部横断型の取組であり、教育課程その他学部との調整等が必要な場合は、協議するものとする。決議についてはGCIを優先する。

(1年間の授業期間)

第16条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める授業時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める授業時間をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作、インターンシップ等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し認定された者には、所定の単位を与える。

- 2 単位取得の認定は、試験、論文、その他の方法によるものとする。
- 3 介護福祉コースの単位の授与については、特則で規定する。

(学部・学科間の科目履修)

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が相互に他の学部において履修した授業科目について修得した単位を、第20条、第21条、第22条で取得する単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位を超えない範囲で教職免許取得に必要な科目についても他学部・他学科の授業科目を履修し、要件を満たせば教職課程を受けることができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

3 外国語学部英語コミュニケーション学科の留学特待生プログラムの履修生については、他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、第19条、第21条、第22条で取得する単位と合わせて留学特待生プログラムAの学生は55単位を、同プログラムBの学生は40単位を超えない範囲で、当該学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う、短期大学のまたは高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学等で修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 編入学、転入学の場合に与えることのできる単位数は、学生が本学に入学する前に大学または短期大学等で取得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、62単位を限度に認定する。

(学修の評価)

第23条 学修の評価は、秀、優、良、可および不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 評価の基準については、別に定める。

第 9 章 卒業の要件等

(卒業の要件)

第 2 4 条 本学経営学部経営学科経営コミュニケーション専攻を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、次の各号に定めるところにより、130 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基本科目の大学特別科目および基礎専門科目に関する授業科目は、必修科目を含めて合わせて 18 単位以上
 - (2) 基本科目の外国語科目に関する授業科目は、必修科目を含めて 12 単位以上
 - (3) 専門科目に関する授業科目は、必修科目を含めて 100 単位以上
- 各号の科目の履修方法については、別に定める。

2 本学経営学部経営学科コンテンツ・マーケティング専攻を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、次の各号に定めるところにより、130 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基本科目の大学特別科目および基礎専門科目に関する授業科目は、必修科目を含めて合わせて 18 単位以上
 - (2) 基本科目の外国語科目に関する授業科目は、必修科目を含めて 12 単位以上
 - (3) 専門科目に関する授業科目は、必修科目を含めて 100 単位以上
- 各号の科目の履修方法については、別に定める。

3 本学人間学部コミュニケーション社会学科を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、学科基礎科目、専門科目、専門実践科目、専門関連科目および海外留学科目の中から、必修を含め 124 単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目の履修方法については、別に定める。

4 本学人間学部児童発達学科を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、保育・教育専門科目および海外留学科目の中から、必修を含め 124 単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目の履修方法については、別に定める。

5 本学人間学部人間福祉学科を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目科目、介護福祉専門科目、保育専門科目、人間福祉関連科目および海外留学科目の中から、必修を含め、124 単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目の履修方法および介護福祉コースの卒業の要件については、別に定める。

6 本学人間学部心理学科を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、大学特別科目、学部共通科目、専門演習、専門基礎科目、専門科目および海外留学科目の中から、必修を含め、124 単位以上を修得しなければならない。

各科目群の科目の履修方法については、別に定める。

7 本学外国語学部英語コミュニケーション学科国際ビジネスコミュニケーション専攻を卒業するためには、本学に 4 年以上在学し、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目の中から、必修を含め 128 単位以上を修得しなければならない。各科目群の科目の履修方法および留学特待生プログラムの卒業の要件については、別に定める。

- 8 本学外国語学部英語コミュニケーション学科国際教養コミュニケーション専攻を卒業するためには、本学に4年以上在学し、大学特別科目、英語コミュニケーション科目、基礎総合力科目、専門科目、海外留学等科目、教職課程科目および外国人交換留学科目の中から、必修を含め128単位以上を修得しなければならない。各科目群の科目の履修方法および留学特待生プログラムの卒業の要件については、別に定める。
- 9 本学保健医療技術学部理学療法学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、125単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目の履修方法および理学療法士の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 10 本学保健医療技術学部作業療法学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、125単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目の履修方法および作業療法士の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 11 本学保健医療技術学部臨床検査学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、125単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目の履修方法および臨床検査技師の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 12 本学保健医療技術学部看護学科を卒業するためには、本学に4年以上在学し、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の各分野にわたり、必修を含め、125単位以上を修得しなければならない。
- 各科目分野の科目の履修方法および看護師及び保健師の国家試験の受験資格の要件については、別に定める。
- 13 飛び級による早期卒業認定の、在学年限、卒業要件については、別に定める飛び級による早期卒業に関する規定による。

(卒業の認定)

第25条 前条に定める卒業の要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

(学士の学位の授与)

第26条 学長は、卒業を認定した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

学 部	学科・専攻		学 位
経営学部	経営学科	経営コミュニケーション専攻	学士（経営学）
経営学部	経営学科	コンテンツ・マーケティング専攻	学士（経営学）
人間学部	コミュニケーション社会学科		学士（人間学）
人間学部	児童発達学科		学士（教育学）
人間学部	人間福祉学科		学士（社会福祉学）
人間学部	心理学科		学士（心理学）

外国語学部	英語コミュニケーション学科	国際ビジネスコミュニケーション専攻	学士 (コミュニケーション)
		国際教養コミュニケーション専攻	
保健医療技術学部	理学療法学科		学士 (理学療法学)
保健医療技術学部	作業療法学科		学士 (作業療法学)
保健医療技術学部	臨床検査学科		学士 (臨床検査学)
保健医療技術学部	看護学科		学士 (看護学)

2 その他学位に関する事項は、別に定める学位規程による。

第10章 入学、編入学 等

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第28条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると、本学が認めた者
- (8) 介護福祉コースの入学資格等については、特則で規定する。

(入学出願手続)

第29条 本学に入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 本学所定の入学願書
- (2) 卒業または卒業見込証明書、もしくはその他入学資格を証明する書類
- (3) 出身校の調査書

(入学者の選考)

第30条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第31条 前条の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学金を添えて入学の手続をしなければならない。

(入学許可)

第32条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第33条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者または中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者または高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に規定する者
- (4) 学校教育法施行規則（平成10年文部省令第33号）第77条の8第2項に規定する者

（転入学）

第34条 他の大学に在学している者で、当該大学長の同意を得て、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第35条 第40条の規定により、退学を許可された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 第41条（2）号、（3）号、（4）号の規定により、除籍された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、相当年次に入学を許可する場合がある。

（編入学等の決定）

第36条 前3条の規定による入学の許可、および許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第11章 休学、留学、転学、転学部、転学科、退学および除籍

（休学）

第37条 疾病その他やむを得ない理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1ケ年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続きさらに1ケ年以内の休学を許可することがある。また、休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間満了の場合または休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 休学の期間は、第11条第2項の在学年限に算入しない。

（留学）

第38条 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 留学した期間は、第11条および第24条の在学年限に算入する。

（転学および転学部、転学科）

第39条 他の大学に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

2 本学内で転学部、転学科を志願する者がある時は、当該学部、学科に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が許可することがある。転学部、転学科に関する規程は別に定める。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第11条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (3) 第37条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第12章 検定料、入学金、授業料等

(検定料等の金額)

第42条 本学の検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費、実習費または実験実習費および学外研修費の金額は、別表のとおりとする。ただし、併設文京学院大学女子高等学校から入学した者の入学金については、50,000円を減じた額とする。

- 2 第33条、第34条、第35条の規定に基づき本学に入学を許可された者が納める学費は、原則として当該者の属する年次の在学者に係わる学費と同額とする。ただし、検定料および入学金は、入学する年度の学則に定められた額とする。また、施設費は入学年次により別表のとおり一部免除する。また、併設文京学院短期大学を卒業した者の入学金は、100,000円とし、施設費は免除する。併設文京学院大学医学技術専門学校を卒業した者の入学金は100,000円とする。

(授業料等の納入)

第43条 授業料、維持管理費、施設費および実験実習費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を許可することがある。

前期 4月30日まで 後期 10月31日まで

- 2 学外研修費は、4月30日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を許可することがある。
- 3 入学金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第44条 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、当該期開始前に休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、前期の全期間または後期の全期間を休学したときは、その期の授業料、学外研修費および実験実習費を免除する。

- 2 期の途中、前期においては6月30日（休日の場合はその前日）、後期においては12月27日（休日の場合はその前日）までに休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、その学期について納入すべき授業料および実験実習費の2分の1を減額する。
- 3 前項の手続きについては、教授会の審議決定を踏まえ、学長の許可の基に行う。

(退学、停学等の場合の授業料等)

第45条 前期または後期の途中で退学もしくは転学した者については、当該期分の授業料、維持管理費および実験実習費を納入しなければならない。

- 2 停学期間中の授業料、維持管理費および実験実習費は、納入しなければならない。

(納入した検定料等)

第46条 納入した検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費、学外研修費および実験実習費は、返還しない。

ただし、本学則第44条に規定する休学の場合の授業料等については、既に納付された授業料等をその全額または2分の1を返還する。

第13章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、長期履修学生

(科目等履修生)

第47条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第48条 本学所定の授業科目中、その1科目の聴講を願い出る者があるときは、当該授業に支障のない限りにおいて、聴講生として、聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学科の授業および研究に支障がない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第51条 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第14章 賞 罰

(表 彰)

第52条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会ならびに評議会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲 戒)

第53条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会ならびに評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対し行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

- 4 懲戒に関する事項は、別に定める。

第15章 図書館

(図書館)

第54条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する事項は、別に定める。

第16章 研究所

(研究所)

第55条 本学に研究所を置くことができる。

- 2 研究所に関する事項は、別に定める。

第17章 厚生施設

(寄宿寮)

第56条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第18章 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第19章 生涯学習センター

(生涯学習センター)

第58条 本学に生涯学習センターを置く。

- 2 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第20章 情報教育研究センター

(情報教育研究センター)

第59条 本学に情報教育研究センターを置く。

- 2 情報教育研究センターに関する事項は、別に定める。

第21章 保育実践研究センター

(保育実践研究センター)

第60条 本学に保育実践研究センターを置く。

- 2 保育実践研究センターに関する事項は、別に定める。

第22章 文京語学教育研究センター

(文京語学教育研究センター)

第61条 本学に文京語学教育研究センター（BLEC）を置く。

- 2 文京語学教育研究センターに関する事項は、別に定める。

第23章 子ども英語教育センター

(子ども英語教育センター)

第62条 本学に子ども英語教育センターを置く。

2 子ども英語教育センターに関する事項は、別に定める。

第24章 心理臨床・福祉センター

(心理臨床・福祉センター)

第63条 本学に心理臨床・福祉センターを置く。

2 心理臨床・福祉センターに関する事項は、別に定める。

第25章 臨床心理相談センター

(臨床心理相談センター)

第64条 本学に臨床心理相談センターを置く。

2 臨床心理相談センターに関する事項は、別に定める。

第26章 国際交流センター

(国際交流センター)

第65条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関する事項は、別に定める。

第27章 コンテンツ多言語知財化センター

(コンテンツ多言語知財化センター)

第66条 本学にコンテンツ多言語知財化センターを置く。

2 コンテンツ多言語知財化センターに関する事項は、別に定める。

第28章 地域連携センター

(地域連携センター)

第67条 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する事項は、別に定める。

第29章 教職課程センター

(教職課程センター)

第68条 本学に教職課程センターを置く。

2 教職課程センターに関する事項は、別に定める。

第30章 環境教育研究センター

(環境教育研究センター)

第69条 本学に環境教育研究センターを置く。

2 環境教育研究センターに関する事項は、別に定める。

第31章 学習サポートセンター

(学習サポートセンター)

第70条 本学に学習サポートセンターを置く。

2 学習サポートセンターに関する事項は、別に定める。

第32章 介護福祉士養成施設に係る事項の特則

(介護福祉士養成施設特則)

第71条 本大学は、介護福祉士養成施設であるため、これに必要な特則を設けて管理運営する。

本特則に定めのない事項は、学則の他の条文および大学諸規程を適用する。

(設置目的)

第72条 文京学院大学人間学部人間福祉学科は、学科内に介護福祉コースを設けて、社会に貢献する有為な介護福祉士を養成することを目的とした教育を行う。

(名称・位置)

第73条 介護福祉士養成のためのコースを、文京学院大学人間学部人間福祉学科介護福祉コースという。

2 本コースは、埼玉県ふじみ野市亀久保1196番地に所在する。

(修業年限、学生定員、学級数)

第74条 本コースの修業年限は、4年とする。学生は、8年を超えて在学することはできない。

2 本コースの学生定員および学級数は次のとおりとする。

学部名	学科名	コース名	入学定員	収容定員	学級数
人間学部	人間福祉学科	介護福祉コース	30名	120名	各学年1学級

※本定員は、人間福祉学科の入学定員・収容定員の内数であり、学科の定員に含まれる。

(養成課程および履修方法等)

第75条 人間学部人間福祉学科介護福祉コースは、介護福祉士の養成を目的として4年間の教育を行う。

2 人間学部人間福祉学科介護福祉コースの授業科目を分けて、大学特別科目、学部共通科目、介護福祉士養成指定科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、保育専門科目、人間福祉関連科目および海外留学科目とする。

(1) 介護福祉士養成指定科目の種類および単位数は、別表のとおりとする。

(2) 前号に定めるものの他、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。

3 人間学部人間福祉学科介護福祉コースの介護福祉士養成指定科目については、科目等履修、聴講履修は認めない。

(入学時期・入学資格・入学者の選考・入学手続き)

第76条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 入学者の選考は、出身学校の成績、本学が行う学力検査の成績を勘案して適正に行う。入学試験の種別、各種別の選考方法、各種別の募集定員、出願時期、選考日時、可否発表日時等については、募集要項で定める。

- 3 前項の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学金を添えて入学の手続きをしなければならない。
- 4 学則第33条、第34条の定めにかかわらず、本コースでは、他の大学からの編入学、転入学は認めない。また、学則第39条第2項に規定した学内での転学部、転学科、転専攻、転コースについても受入れを行わない。
- 5 学則第19条、第20条、第21条、第22条に規定した、他の教育施設での修得単位については、介護福祉士養成指定科目についての本コースでの単位認定は行わない。

(試験、追試験、再試験)

第77条 試験は、期日を定めて定期試験を行うほか、通常授業内に随時行う。

2 随時行われる試験および定期試験を正当な理由により受けることができなかった者は追試験、特段の理由がないのに欠席した者および受験したが不合格となった者に対しては、再試験をそれぞれ1回に限り認めることがある。ただし、3年次までの選択科目については原則として再試験を実施しない。

(1) 追試験は、AAを最高として、また、再試験は、本試験における不合格者等に対して行われるものであるから、Cを最高として評価する。

(2) 追試験の受験者は、試験を受けられなかった事情を証明するもの(診断書・事故証明書など)の提出がないかぎり、原則として再試験とみなされる。

(単位の授与)

第78条 授業科目を履修し認定された者には、所定の単位を与える。

2 単位取得の認定は、試験、論文その他の方法によるものとする。

3 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則に掲げられた各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2(介護実習は5分の4)に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。

(成績の評価)

第79条 成績の評価については、学則第23条に規定した「学修の評価」を準用する。

(卒業の要件)

第80条 本学人間学部人間福祉学科介護福祉コースを卒業するためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 本コースに4年以上在学すること。

(2) 大学特別科目、学部共通科目、介護福祉士養成指定科目、卒業研究、人間福祉基礎科目、社会福祉専門科目、精神保健福祉専門科目、介護福祉専門科目、保育専門科目、人間福祉関連科目および海外留学科目の中から、必修を含め124単位以上を修得すること。

(教職員組織)

第81条 本学に、介護福祉士養成所長、専任教員、専任職員を置く。なお、必要に応じて、非常勤教員、非常勤職員を置くことができる。

2 本コースの専任教員は、教授、准教授、助教とする。

3 本コースに、事務職員およびその他必要な職員を置く。

4 職員は、それぞれの職務に従事する。

(1) 所長は、校務を掌り、所属職員を統督する。大学長が本養成所長を兼務する。

(2) 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

- (3) 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (4) 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (5) 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
- (6) 事務職員および必要な職員は、大学の事務全般を掌る。

第33章 改正

第82条 本学則の改正は、研究科委員会および教授会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学者については、入学年度の学則による。

- [第 15 条第 1 項第 1 号別表] (経営学部 経営学科 経営コミュニケーション専攻) (略)
- [第 15 条第 1 項第 3 号別表] (教職 [高等学校教諭一種免許 (情報)]) (略)
- [第 15 条第 2 項第 1 号別表] (経営学部 経営学科 コンテンツ・マーケティング専攻) (略)
- [第 15 条第 2 項第 3 号別表] (教職 [高等学校教諭一種免許 (情報)]) (略)
- [第 15 条第 3 項第 1 号別表] (人間学部 コミュニケーション社会学科) (略)
- [第 15 条第 3 項第 2 号別表] (コミュニケーション社会学科 高校一種免許状 (公民科)・中学校一種免許状 (社会科)) (略)
- [第 15 条第 4 項第 1 号別表] (人間学部 児童発達学科) (略)
- [第 15 条第 4 項第 3 号別表] (幼稚園教諭一種普通免許) (略)
- [第 15 条第 4 項第 3 号別表] (児童発達学科保育士資格) (略)
- [第 15 条第 4 項第 4 号別表] (児童発達学科 小学校一種免許状) (略)
- [第 15 条第 5 項第 1 号別表および第 72 条第 2 項別表] (人間学部 人間福祉学科) (略)
- [第 15 条第 5 項第 3 号別表] (教職 [高等学校教諭一種免許 (福祉)]) (略)
- [第 15 条第 5 項第 3 号別表] (社会福祉士国家試験受験資格) (略)
- [第 15 条第 5 項第 3 号別表] (精神保健福祉士国家試験受験資格) (略)
- [第 15 条第 5 項第 5 号別表] (人間福祉学科保育士コース) (略)
- [第 15 条第 5 項第 5 号別表] (人間福祉学科保育士コース保育士資格) (略)
- [第 15 条第 6 項第 1 号別表] (人間学部 心理学科) (略)
- [第 15 条第 6 項第 2 号別表] (心理学科 高校一種免許状 (公民科)) (略)
- [第 15 条第 7 項第 1 号別表] (外国語学部 英語コミュニケーション学科 国際ビジネスコミュニケーション専攻) (略)
- [第 15 条第 7 項第 3 号別表] (教職 [中学校／高等学校教諭一種普通免許 (英語)]) (略)
- [第 15 条第 8 項第 1 号別表] (外国語学部 英語コミュニケーション学科 国際教養コミュニケーション専攻) (略)
- [第 15 条第 8 項第 3 号別表] (教職 [中学校／高等学校教諭一種普通免許 (英語)]) (略)
- [第 15 条第 9 項第 1 号別表] (保健医療技術学部 理学療法学科) (略)
- [第 15 条第 9 項第 4 号別表] (理学療法士の国家試験受験資格) (略)
- [第 15 条第 10 項第 1 号別表] (保健医療技術学部 作業療法学科) (略)
- [第 15 条第 10 項第 4 号別表] (作業療法士の国家試験受験資格) (略)

[第 15 条第 11 項第 1 号別表] (保健医療技術学部 臨床検査学科) (略)

[第 15 条第 11 項第 4 号別表] (臨床検査技師の国家試験受験資格) (略)

第15条第12項第1号別表 授業科目の種類および単位数

<保健医療技術学部 看護学科>

授業科目の名称			単位数	
			必修	選択
基礎分野	大学特別科目	人間共生論	2	
		新・文明の旅特講 a		2
		新・文明の旅特講 b		2
		新・文明の旅総合講義		2
		地球環境論 I		2
		地球環境論 II		2
		心理学概論	2	
	人間関係論	2		
	生命科学 (生命倫理)	2		
	哲学		2	
	法学		2	
	医療心理学	2	2	
	医療経済学		2	
	保健体育学		2	
	保健体育学実習		1	
	国語表現論	1		
	英語 I	1		
	英語 II	1		
	医療英語演習 I	1		
	医療英語演習 II		1	
物理学	2	2		
生物学		2		
化学		2		
数学		2		
統計学 (保健統計学含む)	2			
学部共通通算授業科目	海外異文化理解・研究 I	4		
	海外セメスター語学研修 I	4		
	海外異文化理解・研究 II	4		
	海外セメスター語学研修 II	4		
	海外語学 (英語) 研修 I	2		
	海外語学 (英語) 研修 II	2		
	海外語学 (該当英語外) 研修 I	2		
	海外語学 (該当英語外) 研修 II	2		
	海外語学 (中国語) 研修 I	2		
	海外語学 (中国語) 研修 II	2		
専門基礎分野	および心身の発達	人体の構造と機能 I (解剖・生理学)	3	
		人体の構造と機能 II (解剖・生理学)	3	
		生化学	2	
		栄養学	1	
		運動学	1	
	人間の発達と健康 I (母胎期～青年期)	2		
	人間の発達と健康 II (成人期～老年期)	2		
	疾病の成り立ちと健康回復の促進	病理学	2	
		微生物学	2	
		生体防御学	1	
薬理学		2		
病態治療学 I		2		
病態治療学 II	2			
臨床検査学	2			
健康の保持・増進と社会保障	公衆衛生学	1		
	保健医療福祉行政論	2		
	疫学	2		
	社会保障論		2	
	社会福祉論		2	
医療安全学	2			

授業科目の名称			単位数	
			必修	選択
専門分野	看護の基本	看護学概論	2	
		看護コミュニケーション論	1	
		看護展開論	1	
		看護倫理学	2	
		アセスメントと看護技術 I (日常生活支援援助)	2	
		アセスメントと看護技術 II (治療過程支援援助)	2	
		アセスメントと看護技術 III (療養生活支援援助)	2	
		アセスメントと看護技術 IV (健康の保持・増進援助)	1	
		地域看護論	2	
		健康教育論	1	
		基礎看護学実習 I (地域における生活者の理解)	1	
		基礎看護学実習 II (対象理解)	1	
		基礎看護学実習 III (日常生活支援援助)	2	
	看護実践の基盤	急性期看護論	3	
		慢性期看護論	3	
		終末期看護論	2	
		救急救命看護論		1
		家族看護論	2	
		在宅看護論	2	
		外来看護論	1	
母性看護学		3		
小児看護学		3		
精神看護学		3		
老年看護学	3			
公衆衛生看護学概論	2			
公衆衛生看護学活動論		2		
公衆衛生看護学管理論		2		
看護の実践	成人看護学実習 I (クリティカル)	2		
	成人看護学実習 II (慢性期)	2		
	老年看護学実習	3		
	外来看護学実習	1		
	母性看護学実習	2		
	小児看護学実習	2		
	精神看護学実習	2		
公衆衛生看護学実習		4		
産業保健看護学実習		1		
看護の統合	看護研究概論	1		
	看護管理学	2		
	チーム医療論 I	1		
	チーム医療論 II	1		
	国際看護学	1		
	災害看護学		2	
	統合実習	4		
アドバンス実習	1			

1. 他学科・他学部の単位取得の上限は、30単位とし、基礎分野の科学的思考の基礎・人間と生活科目の領域として扱う。

学則第15条第12項第4号別表 看護師の国家試験受験資格の授業科目履修方法

指定規則の教育内容 教育課程					別表3 (看護師課程)																
					基礎分野		専門基礎分野		専門分野						統合分野		臨地実習			計	
					科学的思考の基礎	人間と生活・社会の理解	人間の構造と機能	健康支援と社会保健制度	I		II		在宅看護論	看護の統合と実践	専門分野			統合分野			
									基礎看護学	成人看護学	小児看護学	母性看護学			精神看護学	I	II		在宅看護論		
必修	選択	必修	選択	基礎看護学	成人看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学	在宅看護論	看護の統合と実践	基礎看護学	成人看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学	在宅看護論	看護の統合と実践				
区分	授業科目	配当年次	単位数	1単位の時間数	履修方法及び卒業要件	13	21	40						23			97				
基礎分野	人間と生活・社会の理解および科学的思考の基礎	人間共生論	1前	2	15	○															
		新・文明の旅特講 a	1・2・3前	2	15	○															
		新・文明の旅特講 b	1・2・3後	2	15	○															
		新・文明の旅総合講義	1・2・3・4前	2	15	○															
		地球環境論 I	1前	2	15	○															
		地球環境論 II	1後	2	15	○															
		心理学概論	1前	2	15	○															
		人間関係論	1後	2	15	○															
		生命科学 (生命倫理)	1後	2	15	○															
		哲学	1前	2	15	○															
		法学	1前	2	15	○															
		医療心理学	3前	2	15	○															
		医療経済学	1後	2	15	○															
		保健体育学	1前	2	15	○															
		保健体育学実習	1前	1	30	○															
		国語表現論	1前	1	30	○															
		英語 I	1前	1	30	○															
		英語 II	1後	1	30	○															
	医療英語演習 I	2前	1	30	○																
	医療英語演習 II	3前	1	30	○																
	物理学	1前	2	15	○																
	生物学	1前	2	15	○																
	化学	1前	2	15	○																
	数学	1前	2	15	○																
	統計学(保健統計学含む)	1後	2	15×1 30×1	○																
	学部共通留學関係科目	海外異文化理解・研究 I	2・3・4前	4	45	○															
		海外セメスター語学研修 I	2・3・4前	4	45	○															
		海外異文化理解・研究 II	2・3・4前	4	45	○															
		海外セメスター語学研修 II	2・3・4前	4	45	○															
		海外語学 (英語) 研修 I	2・3・4前	2	45	○															
海外語学 (英語) 研修 II		2・3・4前	2	45	○																
海外語学 (該当英語外) 研修 I		2・3・4前	2	45	○																
海外語学 (該当英語外) 研修 II		2・3・4前	2	45	○																
海外語学 (中国語) 研修 I		2・3・4前	2	45	○																
海外語学 (中国語) 研修 II		2・3・4前	2	45	○																
小計					18	0	0						0			18					
専門基礎分野	人間の構造と機能および人間の発達と健康	人体の構造と機能 I (解剖・生理学)	1前	3	15×2 30×1	○															
		人体の構造と機能 II (解剖・生理学)	1後	3	15×2 30×1	○															
		生化学	1前	2	15	○															
		栄養学	1後	1	15	○															
		運動学	1後	1	15	○															
		人間の発達と健康 I (母胎期～青年期)	1後	2	15	○															
		人間の発達と健康 II (成人期～老年期)	2前	2	15	○															
		病理学	2前	2	15	○															
		微生物学	1前	2	15	○															
	疾病の成り立ちと健康回復の促進	生体防御学	1後	1	15	○															
		薬理学	2前	2	15	○															
		病態治療学 I	2前	2	15×1 30×1	○															
		病態治療学 II	2後	2	15×1 30×1	○															
		臨床検査学	2前	2	15	○															
		公衆衛生学	2前	1	15	○															
		保健医療福祉行政論	2後	2	15	○															
		疫学	2前	2	15	○															
		社会保障論	2後	2	15	○															
社会福祉論	2前	2	15	○																	
医療安全学	2後	2	15	○																	
小計					0	34	0						0			34					

[第 15 条 13 項 (1)] (略)

[第 74 条第 2 項第 1 号別表] (〈介護福祉士養成指定科目〉(介護福祉士受験資格)) (略)

学則第 42 条第 1 項別表

区 分	平成 2 6 年度入学者			
検 定 料			3 5, 0 0 0 円	
入 学 金			2 8 0, 0 0 0 円	
授 業 料 (年額)	経営学部	第 1 年次	8 2 2, 0 0 0 円	
	人間学部	第 2 年次	8 2 8, 0 0 0 円	
	外国語学部	第 3 年次	8 3 4, 0 0 0 円	
		第 4 年次	8 4 0, 0 0 0 円	
	保健医療技術学部	理学・作業・臨床	第 1 年次	9 1 6, 0 0 0 円
			第 2 年次	9 2 2, 0 0 0 円
			第 3 年次	9 2 8, 0 0 0 円
			第 4 年次	9 3 4, 0 0 0 円
		看護学科	第 1 年次	9 5 6, 0 0 0 円
			第 2 年次	9 6 2, 0 0 0 円
第 3 年次			9 6 8, 0 0 0 円	
第 4 年次			9 7 4, 0 0 0 円	
施 設 費	経営学部	第 1 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 2 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 3 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 4 年次	6 0, 0 0 0 円	
	人間学部	第 1 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 2 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 3 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 4 年次	6 0, 0 0 0 円	
	外国語学部	第 1 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 2 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 3 年次	6 0, 0 0 0 円	
		第 4 年次	6 0, 0 0 0 円	
	保健医療技術学部	第 1 年次	1 5 0, 0 0 0 円	
		第 2 年次	1 5 0, 0 0 0 円	
		第 3 年次	1 5 0, 0 0 0 円	
		第 4 年次	1 3 0, 0 0 0 円	
維持管理費 (年額)	経営学部		1 7 0, 0 0 0 円	
	人間学部			
	外国語学部			
	保健医療技術学部			2 7 0, 0 0 0 円
実 習 費 (年額)	経営学部	経営学科	2 0, 0 0 0 円	
	外国語学部		2 0, 0 0 0 円	
	保健医療技術学部	第 1 年次	2 2 0, 0 0 0 円	
		第 2 年次	2 2 0, 0 0 0 円	
		第 3 年次	2 2 0, 0 0 0 円	
第 4 年次		2 2 0, 0 0 0 円		
実験・実習費 (年額)	人間学部		3 0, 0 0 0 円	
	人間学部	心理学科	6 0, 0 0 0 円	
	人間学部	人間福祉学科介護福祉コース	8 6, 0 0 0 円	
学外研修費 (年額)		第 1 年次	2 2, 0 0 0 円	

1. 保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、中学教諭免許、高校教諭免許、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、保健師受験資格の各課程履修者は、別途それぞれの履修費・実習費を納付するものとする。

2. 同一学部にて再受験する場合の検定料は、10,000円とする。(同時に同一学部に出願する場合の後日程の検定料も含む。) 大学入試センター試験利用入試の検定料は、12,000円とする。各試験ごとの併願の詳細については別途定める。
3. 科目等履修生の登録料は10,000円、受講料は1単位について15,000円とする。
4. 聴講生の登録料は10,000円、聴講料は1単位について7,500円とする。
5. 経営学部・外国語学部の外国人留学生試験での入学者については、入学金・授業料の各20%を減免する。なお、経営学部編入学について、協定のある外国の大学からの入学の場合の学費については別途協定で定める。
6. 保健医療技術学部の外部実習における交通費、宿泊費、食費等専ら本人に係る費用は、各自負担とする。
7. 4年間の在学期間を超えて修業する場合の授業料、維持管理費、実習費・実験実習費については、半年で卒業となるときは4年次の年額の半額をもって足るものとする。1年間の在学を要するときは、4年次の設定学費と同額とする。6年次以降も同様の扱いとする。
8. 長期履修学生については、別途定める。

学則第42条第2項別表

一部免除対象学費	2年次入学者の免除額	3年次入学者の免除額
施設費	所定の額の4分の1	所定の額の2分の1

評議会規程

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、文京学院大学学則（以下「学則」という。）第 6 条第 2 項に基づき、評議会委員の任期、評議会の運営方法、定足数および議決方法その他について定める。

(評議会の組織)

第 2 条 評議会は、学園長、学長、副学長、研究科委員長、学部長、図書館長、学生部長、法人事務局長、統括ディレクター、キャンパスディレクター、各学部から選出された教授 2 名をもって組織する。

(構成員からの除外)

第 3 条 学長は、留学、出張、その他の理由により長期（1 ヶ月以上）にわたり出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員から除外することができる。

(招 集)

第 4 条 学長は、必要に応じ、評議회를招集し、その議長となる。

2 評議会は、原則として、毎月 1 回の開催とする。

(定足数と議決方法)

第 5 条 評議会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 評議会の議決は、出席構成員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、教員人事に関する重要事項は、出席構成員の 3 分の 2 以上によるものとする。

3 投票による議決を必要とする場合は、無記名投票によるものとする。

(緊急の処置)

第 6 条 緊急を要する事項については、学長は、研究科委員長および各学部長に諮り、適時これを処理し、直後の評議会において承認を得るものとする。

(報 告)

第 7 条 評議会の審議結果は、学長が理事会に報告するものとする。

(審議事項)

第 8 条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 大学院、学部、学科その他重要な研究機関の設置・廃止に関する事項
- (4) 学生定員に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項
- (6) 大学院、学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- (7) 学長が委嘱した事項
- (8) その他大学の運営に関する重要な事項

2 評議会の議案は学長が評議会に提出する。

(庶 務)

第 9 条 評議会に関する事務は、本学学生支援センター教務グループが行う。

(改 正)

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

教授会規程

(趣 旨)

第 1 条 本規程は、文京学院大学学則（以下「学則」という。）第 8 条第 2 項に基づき、全学教授会および学部教授会に関する事項を定める。

(全学教授会)

第 2 条 全学教授会は、本学の全学部の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、准教授、助教および助手を加えることができる。

3 学長は、留学、出張、その他の理由により長期（1ヶ月以上）にわたり出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員から除外することができる。

4 学園長および統括ディレクター、キャンパスディレクターは教授会に出席し、意見を述べるることができる。

(召 集)

第 3 条 学長は、全学教授会を招集しその議長となる。

2 全学教授会は、原則として年 4 回の開催とする。

(定足数と議決方法)

第 4 条 全学教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 全学教授会の議決は、出席構成員（助手を除く）の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 投票による議決を必要とする場合は、無記名投票によるものとする。

(審議事項)

第 5 条 全学教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育および研究に関する全学的重要事項

(2) 大学の意思統一に関する事項

(3) 大学教員の研修

(4) 学園長および学長が委嘱した事項

(5) その他大学に関する重要な事項

2 全学教授会の議案は学長が全学教授会に提出する。

(委員会等の設置)

第 6 条 全学教授会は、必要に応じ、委員会または担当等を置くことができる。

2 委員会等については、別に定める。

(報 告)

第 7 条 全学教授会の審議結果は、学長が学園長に報告するものとする。

(議 事 録)

第 8 条 学長は、全学教授会の審議事項について議事録を作成し、次の全学教授会に報告し、保管するものとする。

2 議事録への署名人は、学長のほか、学部長とする。

3 委員会に付託した議事が含まれる場合の議事録には、その委員長の署名を要する。

(庶 務)

第 9 条 全学教授会に関する事務は、統括ディレクターが行う。

(学部教授会)

第10条 学部教授会（以下「教授会」という。）は、学部の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認める場合は、准教授、助教および助手を加えることができる。

3 学部長は、留学、出張、その他の理由により長期（1ヶ月以上）にわたり出席できない者があるときは、その期間、当該者を構成員から除外することができる。

4 学長、副学長および統括ディレクター、キャンパスディレクターは教授会に出席し、意見を述べることができる。

(教員の人事)

第11条 本規程第14条（4）の教員人事に関する重要事項については、学部専任教員人事会に付託し、本規程第10条第1項に基づいて組織する教授会（以下、人事教授会という。）において議決する。

(招集)

第12条 学部長は、必要に応じ、教授会を招集し、その議長となる。

2 教授会は、毎月1回の開催とする。

(定足数と議決方法)

第13条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、教員人事に関する重要事項については、教授3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 教授会の議決は、出席構成員（助手を除く）の過半数によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。教員人事に関する重要事項については、出席教授3分の2以上によるものとする。

3 投票による議決を必要とする場合は、無記名投票によるものとする。

(審議事項)

第14条 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学則の変更の発議に関する事項

(2) 教育および研究に関する重要な事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 教員人事の発議に関する事項

(5) 学生の入学、編入学、転入学、再入学、休学、留学、転学、転学部、転学科、退学、除籍および卒業に関する事項

(6) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項

(7) 学生団体および学生の生活指導に関する事項

(8) 学生の賞罰に関する事項

(9) 学長および学部長が委嘱した事項

(10) その他学部に関する重要な事項

2 教授会の議案は学部長が教授会に提出する。

(緊急の処置)

第15条 緊急を要する事項については、学部長は、学長にはかり、適宜これを処理し、直後の教授会において承認を得るものとする。

(委員会等の設置)

第16条 教授会は、必要に応じ、委員会または担当等を置くことができる。

2 委員会等については、別に定める。

(報 告)

第17条 教授会の審議結果は、学部長が学長に報告するものとする。

(議 事 録)

第18条 学部長は、教授会の審議事項について議事録を作成し、次の教授会に報告し、保管するものとする。

2 議事録への署名人は、学部長のほか、教授2名とする。

3 委員会に付託した議事が含まれる場合の議事録には、その委員長の署名を要する。

(庶 務)

第19条 教授会に関する事務は、本学学生支援センター教務グループが行う。

(改 正)

第20条 本規程の改正は、教授会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成23年4月1日から施行する。